

【中部本部主催】 NOMA 行政管理講座（オンライン専用）のご案内

【令和6年7月3日（水）開催】

自治体債権管理における 債権放棄・減免実務 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自治体の債権管理において、一番の目的は適正な「回収」であることは疑いの余地もありません。しかし、回収困難な債権に対していつまでも多くの費用をかけ回収を行うことは、他の回収可能な債権への対応が不十分になり、全体として効率的な債権管理業務の妨げとなります。債権管理において「最少の経費で最大の効果」を生み出すためには「回収」だけでなく「債権放棄・減免」も適切に実行していかなければなりません。

本セミナーでは、「債権放棄・減免」にスポットライトを当て、自治体債権管理に関する理解を深めていただく標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。 敬具

記

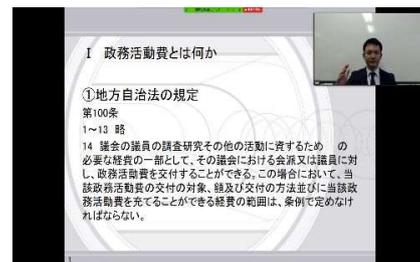
日 時：令和6年7月3日（水）10:00～16:00 【5時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 須田 徹 氏

参加料（負担金 1名につき）

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円
一 般	34,000 円	3,400 円	37,400 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP よりお申込みください。裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です。折り返し、請求書・参加券をお送りします。請求書の各種日付は次の通りとさせていただきます。

【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】

※日付変更のご希望がございました場合、通信欄・備考欄に記入ください

（例：発行日…□月△日／支払期限…■月▲日希望 等） 空欄は不可

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。（テキストは製本版の郵送となる場合もございます）

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。マイク・カメラのご用意は不要（任意）です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分での申し込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15～17:15 にお願いたします

以上

第1 総論

1 不納欠損処理について

- (1) 不納欠損の意義と考え方 (2) 欠損処理が必要な場合
- (3) 債権放棄・免除の手続きの要否が問題となる事案

2 財産調査

- (1) 財産調査の目的等 (2) 地方税の徴税吏員の調査権限
- (3) 地方税以外債権に係る調査権

3 個人情報取得の制約

- (1) 個人情報保護条例 (2) 個人情報保護法
- (3) 税務情報に係る守秘義務

第2 時効と欠損処理

1 時効が完成しているか否かの見極め

- (1) 公債権と私債権の区分 (2) 時効の起算点
- (3) 時効の中断

2 時効の援用

- (1) 援用の意義 (2) 援用権者
- (3) 時効援用の相対効

3 時効が完成した債権の取扱い

- (1) 私債権 (2) 公債権 (3) 時効完成後の債務承認
- (4) 私債権について時効が完成している場合の措置

第3 徴収困難者に対する措置（強制徴収公債権の場合）

1 滞納処分等の執行停止（地方税法15条の7）

- (1) 概要
- (2) 要件
- (3) 停止の効果

2 具体的事例の検討

- (1) 「滞納処分できる財産」が問題となる事案（同条1項1号）
- (2) 「滞納処分によって生活窮迫」が問題となる事案（同条1項2号）
- (3) 「所在不明」か否かが問題となる事案
- (4) 滞納処分の一部停止の可否

第4 徴収困難者に対する措置（私債権、非強制徴収公債権の場合）

1 徴収停止（自治法施行令171条の5）

- (1) 要件・効果
- (2) 「法人の事業廃止」が問題となる事案（同条1号）
- (3) 「所在不明」が問題となる事案（同条2号）
- (4) 「少額」か否かが問題となる事案（同条3号）

2 債権管理条例による債権放棄

- (1) 著しい生活困窮を理由とする債権放棄
- (2) 債務者が死亡、失踪、行方不明等を理由とする債権放棄
- (3) 破産免責等を理由とする債権放棄
- (4) 強制執行が不奏功に終わったことを理由とする債権放棄

※状況により講義項目が変更となる場合がございます

< 講師紹介 > **弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 須田 徹 氏**

- 1981年 東京弁護士会登録
- 2005・2006年度 同弁護士会弁護士業務改革委員会委員長同委員長在任時に同委員会内に自治体債権管理問題検討チームを立ち上げ、同検討チームの座長として東京都江戸川区の債権管理条例、債権管理マニュアルの策定に参与
- 2005・2006年度 東京簡易裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
- 2007年度 同弁護士会副会長
- 2010・2011年度 東京弁護士会自治体等法務研究部部長
- 2010年度～ **浦安市専門委員**
- 2011年度～ **品川区債権管理審議会委員**
- 2014年度～ **日弁連自治体等連携センター公金債権部会長**
- 2016年度～ **中野区審理員**
- 2021年度～ **八王子市債権管理審議会委員**（太字は現職）

特別区職員研修所、市町村アカデミー、江戸川区、神奈川県、林野庁、東京弁護士会、ほか多くの団体へ研修講師として多数出講。

【著書】「自治体のための債権管理マニュアル」（ぎょうせい）、「自治体が原告となる訴訟の手引き／公営住宅編」（日本加除出版）

■ 受信環境について ※Zoomを利用します

必要備品は **パソコン** もしくは **タブレット** のみです（視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております）

受講者は **カメラ・マイク不要**（任意）です

・**配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります**

受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません

ご質問は、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です（マイク・チャット等にて）

日本経営協会・中部本部 行（FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください）

FAX(052)952-7418

R6.7/3

60022022 「自治体債権管理における債権放棄・減免実務」 オンライン専用講座・参加申込書 年 月 日

団体名	Tel () -	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄
	Fax () -	所属・役職名	
住所 〒		氏名	
参加者氏名	所属・役職		
参加者メールアドレス (可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします)			

※請求書の各種日付は次の通りです【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】

変更のご希望については通信欄に記入ください（例：発行日…□月△日／支払期限…■月▲日 希望 等）空欄不可

※請求宛先についてご教示ください。（団体名と同じ その他：宛）

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。